

令和2年度第1回江別市個人情報保護審査会  
会 議 録

日 時：令和2年5月19日（火）

18：30～19：25

場 所：江別市民会館37号室

出席者： 田口会長・伊藤副会長・石黒委員・龍田委員・松本委員  
白崎総務部次長・伊藤総務課長・米山総務係長・熊澤法制係長・佐賀主事・  
難波主事  
説明員： 廣田学校教育課長、中山学校教育係長  
（傍聴者なし）

1. 開会

田口会長： ただいまから令和2年度第1回江別市個人情報保護審査会を開会いたします。

田口会長： 次の諮問事項に関わる説明員の入室のため、休憩いたします。

《教育部入室》

田口会長： 審査会を再開いたします。

2. 議事

（1）諮問事項 ア 校務支援システムの市内全小中学校への導入について

田口会長： （1）諮問事項、ア校務支援システムの市内全小中学校への導入についてを  
議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

総務課長： 本日、諮問事項を所管する実施機関の説明員として、教育部の職員が出席し  
ておりますので、ご紹介いたします。学校教育課長の廣田と、学校教育係長の  
中山です。

それでは、学校教育課長の廣田より田口会長に諮問書を提出させていただきます。

（廣田課長が田口会長に諮問書を手渡す。）

田口会長： ただいま個人情報保護条例第33条の規定に基づき諮問を受けましたので審  
査会として調査審議にあたります。

田口会長： 始めに、実施機関から内容の説明をお願いします。

廣田課長： 資料に基づき「校務支援システムの市内全小中学校への導入について」ご説  
明させていただきます。

最初に、校務支援システムの概要について、ご説明いたします。

校務支援システムとは、文部科学省が作成した手引きにおいて、「教務系と呼ばれる、成績処理、出欠管理、時数管理等や・学籍系と呼ばれる指導要録等・その他、学校事務系など統合した機能の有しているシステム」を指し、広く「校務」と呼ばれる業務全般を教職員が実施するために必要な機能を実装したシステムのことです。

システムの導入により、データの転記作業をはじめ、これまで手作業又は個別にパソコンで作業を行っていた業務がシステム上で行えるようになり、業務の効率化等が図られることで教職員が児童生徒と向き合う時間が確保されるとともに、児童生徒の健全な育成に必要な、きめ細やかな指導の充実等が図られ、教育の質的向上に繋がるものとされています。

次に、校務支援システムの導入状況についてご説明いたします。

北海道教育委員会では、「北海道公立学校校務支援システム」を平成24年度から導入し、平成28年度からは小中学校向けに「EDUCOMマネージャーC4th（北海道版）」を採用しております。

現在、石狩管内においては、江別市以外では全ての公立小中学校で導入済みとなっており、令和元年8月1日現在で、北海道内の56自治体が本システムを導入しております。

次に、今回個人情報保護審査会へ、校務支援システムの市内全小中学校への導入について諮問させていただくことといたしました理由についてご説明いたします。

校務支援システムを導入するに当たっては、文部科学省が作成した「統合型校務支援システムのための手引き」において「各自治体の個人情報保護審査会に個人情報をシステムで取り扱うことにより、児童生徒の権利利益を侵害するおそれがないかについて諮問し、認められる必要がある。」とされており、江別市としても、市内全校で児童生徒の大切な個人情報をシステム上で扱うことの必要性及びその対策が万全であるかについてご説明させていただき、審議会の委員の皆様から、ご意見等を頂戴しようとするものであります。

なお、文部科学省が作成した手引きについては、別紙1として添付しております。

次に、校務支援システムの機能についてご説明いたします。ここからは、担当係長から説明いたします。

中山係長： 私から、校務支援システムの機能及び取り扱う個人情報、個人情報保護対策等についてご説明いたします。

まず、校務支援システムの機能についてであります。別紙利用規約に記載のとおり、複数のパッケージが用意されているなかから、今回江別市で導入する予定のパッケージでは、教務処理、成績処理、メール・グループウェア機能が備わっているものを導入する予定です。

次に、校務支援システムで取り扱う個人情報についてですが、先ほどご説明しました各機能において取り扱う個人情報については、記載のとおりとなって

おります。

導入する学校数及び端末台数については、学校数、小学校 17 校・中学校 8 校の全 25 校。使用する端末台数は、教職員が使用する校務用パソコンの台数である、624 台となっています。

次に、校務支援システムにおける個人情報保護対策についてご説明いたします。

まず、システム全般についてですが、校務支援システムでは専用回線を利用することから、各学校で取り扱う個人情報について、他校からはもちろん、市教委や導入業者であってもアクセスできない仕組みとなっており、また、インターネットから直接アクセスを受けない閉域網での接続となっています。これにより、外部からの脅威をシャットアウトできるものと考えております。

次に、学校ごとにログインできる教職員が登録され、それぞれに ID 及びパスワードが設定されるため、情報の閲覧者は制限されます。

また、校務支援システムのサーバ上のパスワード情報は暗号化され、導入業者であっても確認ができない仕組みとなっています。

学校とデータセンターとの接続についても、VPN に参加する回線契約番号での認証が行われるため、校務支援システムのデータセンターへは市内小中学校に設置された指定のパソコンからのみ、アクセスできます。これにより、仮に教職員が自宅等からアクセスしようとしても、接続できない仕組みとなっております。

さらに、小中学校とデータセンターとの通信は全て暗号化されており、データの内容を第三者が解読できないような仕組みが施されております。

次に、データセンターにおける個人情報保護対策についてご説明いたします。

まず、データセンターの建物の出入り口は 24 時間 365 日有人監視を実施するとともに、フロア入口は IC カード及び生体認証を実施しております。

また、データセンター内は、死角が無いよう監視カメラが設置されており、24 時間 365 日遠隔監視されております。

さらに、震度 7 の地震や火災、停電への対策が講じられており、大きな災害などにおいてもシステムを守るような対策が施されております。

なお、今回導入する校務支援システムは、総務省の「情報セキュリティ対策ガイドライン」の最高セキュリティレベル（パターン 1）を満たす対策が施されており、いわゆる、クラウドサービスにおいて、機密性、完全性、可用性の全ての要求が高いサービスとなっていることについて、第三者の専門家による検証も実施済みです。

下の図は、学校とデータセンターの接続イメージです。

その他、詳細については、サービス利用規約に基づき運用されることとなり、各学校においてシステムの各機能を活用し、紙ベースで行われていた時と同様に、実務のトップである校長の管理・監督のもと、法令に基づき適切に運用していくこととなります。

最後に、導入スケジュールについてですが、基本情報の登録後、7月から本番環境提供開始となり、8月までの夏休み期間中に各学校における研修会を行い、各学校においてデータ登録を進め、本格運用となるのは令和3年4月からを予定しております。

説明は以上でございます。

田口会長：引き続き、事務局から条例の規定について説明をお願いします。

伊藤課長：当該案件につきましては、江別市教育委員会は、北海道教育委員会が採用している「校務支援システム」を導入し、これまで手作業等で行っていた業務をシステム上で行うことで、業務の効率化を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間等を確保し、教育の質的向上に繋げようとするものです。

江別市個人情報保護条例中、「個人情報保護審査会」について定める第33条第1項において、「この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、個人情報保護制度に係る重要事項を調査審議するため、江別市個人情報保護審査会を置く」とされております。

児童生徒の個人情報を校務支援システムで取り扱うことにより児童生徒の権利利益を侵害するおそれがないか、導入する前に、個人情報保護制度に係る重要事項として、児童生徒の個人情報をシステム上で取り扱うことの必要性及び、児童生徒の個人情報をシステム上で取り扱う上での対策が万全であるかについて審査会の意見をいただくものであります。

田口会長：ただいまの実施機関及び事務局の説明に対する質疑はありませんか。

瀧田委員：指定PCは他の教員間でも使うことができるのでしょうか。

中山係長：PCについては市教育委員会の方で準備しており、各教職員に必要最低限の台数が与えられることになっております。また、各PCにはログインIDとパスワードが設定されており、担当の先生のみが決められたPCを使うことになっております。

瀧田委員：別の教員のID・パスワードではログインできないのでしょうか。

中山係長：はい、ログインできないようになっております。

伊藤副会長：資料1ページの「2 校務支援システムの導入状況」の中で、「公立小中学校で導入済みとなっている」の目的語は「EDUCOMマネージャーC4th」でしょうか。

廣田課長：そうです。

伊藤副会長：株式会社HARPとはどのような会社なのでしょうか。

中山係長：電子自治体を推進するために設立された民間の会社ですが、北海道と道内事業との共同出資による第三セクターの会社です。

主な業務としては、電子自治体の推進を目的に、自治体に電子推進システム等の提供を行っていると聞いております。

伊藤副会長：では、「校務支援システム」を導入するとした場合、この会社だけが候補となるのでしょうか。

廣田課長：「校務支援システム」につきましては、北海道教育委員会が「EDUCOM

マネージャーC4 t h」に対応しているため、この会社が推奨されております。

伊藤副会長： 北海道の56自治体のうち3分の1しか導入していないようですが、他の自治体では他のシステムを導入しているというわけではなくて、全くそのようなシステムを導入していないということでしょうか。

廣田課長： 北海道が推奨するのはこのシステムですが、旭川の方では独自のシステムを導入していると聞いております。ただ、石狩管内であれば、管内の異動の際にも使い勝手が良くなるため、このシステムが推奨されているところです。

伊藤副会長： 個人情報保護対策の観点から、他の業者が開発している「校務支援システム」と株式会社HARPを比較したときに、問題のないレベルかどうかをお伺いしたいのですが、北海道の推奨であるから問題がないという前提で導入を考えているということでしょうか。

廣田課長： そうです。

伊藤副会長： セキュリティについて、資料2ページの「7 個人情報保護対策」の(3)にある、「総務省の「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン(パターン1)」における最高セキュリティレベル」とはどういったレベルなのでしょうか。

中山係長： 総務省の設定するガイドラインであり、複数のパターンがあります。その中で一番パターンのレベルが高いもの、最も個人情報の取り扱い基準がセキュリティ対策されているものが、パターン1とされています。内容としては、機密性、完全性、可用性のそれぞれの基準を高く満たしているものになっており、これは「校務支援システム」に限らず、民間企業も全て含めた高いレベルのセキュリティ対策のガイドラインとなっております。機密性とは、他から見る事ができない様になっていること、完全性とは、改ざんに関してのセキュリティや、間違っって削除してしまった際にもそのデータが保管されていること、可用性とは、運用時間中必ず稼働させておくことが必要なサービスで、停止する事で利用者に多大な経済的損失や、人命に危害が生じるおそれのあるサービスのことであり、「校務支援システム」はこれらの基準を高く満たすパターン1に該当するということが証明されております。

石黒委員： 最高セキュリティレベルを満たす対策が施されているというのは校務支援システムデータセンターの部分だけが対策されているということでしょうか。あるいはVPM接続、さらには学校を含めた全体の部分でということでしょうか。

中山係長： 接続を含めた全体についてのセキュリティ対策ということになっております。

石黒委員： (1)に、「学校ごとにログインできる教職員が登録され、それぞれにID及びパスワードが設定されるため、情報の閲覧者は制限されている」とありますが、各学校の特定の教職員が設定されているのでしょうか。あるいは、教職員であれば誰でもIDとパスワードが設定されているのでしょうか。

中山係長： 業務上必要であることから、全教職員にIDとパスワードが付与されることとなり、付与される対象は教職員に制限されているということです。

石黒委員： PCで見た情報をUSBに入れるなど、情報を持ち出すことはできないということでしょうか。

中山係長： 学校では紙の文化がまだ残っており、今まで大部分が紙ベースで運用されてきたところがあります。しかし、現在、江別市の個人情報保護条例だけではなく、小中学校の個人情報の取り扱い基準や、教職員が使用する校務用PCのセキュリティガイドラインを作成しており、万が一情報を持ち出す場合についてはセキュリティ体制を万全に取った上で、校長の承認を得て、必要最小限の中で行うこととなっており、「校務支援システム」の有無にかかわらず行われているセキュリティ対策となっております。

石黒委員： システム外のところで、情報の持ち出しへの管理が徹底されているかについて不安を感じる部分があったのですが、システムとは別のところで規制管理されているということでしょうか。

中山係長： そうです。「校務支援システム」を導入することによって全ての情報が電子化されることになるため、情報の運用が変わる部分については新たな対策が必要になってきますが、今まで行ってきた業務上のセキュリティ対策も継続して行うこととなります。

瀧田委員： 教職員が使用するのはノートPCでしょうか。

中山係長： そうです。

瀧田委員： セキュリティについて、IDやパスワードのメモ書き等によって、他の教職員がログインしたり、マスターIDが使用される可能性が考えられますが、そういった運用リテラシーについてはどのようになっているのでしょうか。

中山係長： 江別市職員と同様に、教職員についても様々な研修があり、個人情報の取り扱いについては北海道教育委員会から研修資料を配布しており、特に校内研修という形で教職員の意識啓発は常に行っております。

松本委員： 小中学校の児童生徒の情報の保存期間はどのくらいなのでしょう。

中山係長： 全て文書保存年限があり、学校教育法施行規則の中で決められております。例えば入試や成績に関する情報は5年間、卒業に関する情報は20年間となっており、大学入試の関係で過去の証明が必要となることもあり、必要最小限の期間のものを適切に保管して、過ぎたものは廃棄することとなっております。

伊藤副会長： 全教職員が全ての現実の情報にアクセスできるということでしょうか。

中山係長： アクセス権限の付与に関しては、現在の業務分担、校務分掌によるのですが、一教員の業務範囲においては全ての権限を得ることにはなりません。ただ、他の教員の業務範囲の情報を閲覧したり変更したりなど、必要のない部分については権限は与えられていないということになります。

伊藤副会長： 導入スケジュールについてですが、研修会については全ての学校、全ての教職員が参加するというのでしょうか。

中山係長： そうです。

伊藤副会長： 資料22ページの「研修会（各校訪問型）1回当たり120,000円以上～」となっております。学校数が25校となっているのですが、25校×120,

000円の予算が組めているのでしょうか。

中山係長： 今回の導入に当たっては、管理職向けの集合研修を1回、学校向けの個別研修を全25校に対して実施した上で導入することを計画しております。

田口会長： 私の方から何点か伺いたします。

これまで道からの推奨があり、石狩管内では江別市以外で導入されていたということですが、1点目に、過去の事例の中でもし何かトラブルがあれば事例としてお聞きかせください。2点目に、システム導入前のこれまでのデータはシステムの枠組みには入らないのか、あるいは、今年からのデータが入るのか伺います。3点目に、IDとパスワードの変更期間については、一度決めたらそのままなのか、あるいは一定期間で随時変更するようになっているのか伺います。先ほどの運用リテラシーの件で、教職員の人事に基づいてセキュリティが管理されている印象を受けたので、できればシステムの管理による安心安全な運用が求められるのではないかと思った次第です。

中山係長： まず1点目についてですが、導入業者や既に導入している他市に確認を取ったところ、システム導入後のシステムからの情報の流出などのトラブルが発生した事例はないと確認しております。実際に運用している学校からは、システムで管理できることで事務処理のミスが減ったというお話を聞いております。

次に2点目につきましては、今年一年間は基本的には新入生の情報をデータに入れていくこととなります。ただ、今年一年間では全てのデータは揃ってきませんので、データの入力期間を含めて仮運用の形になり、実施に年度当初から児童生徒の情報が全て入ってくるのは令和3年度からということになります。ただ、卒業するタイミングで帳表を出すに当たっては、過去の情報を一部データに入れることはあるかと思いますが、あくまで通知表等はその学年、その年の内容になり、新年度に向けてまずは今年度からの導入によって準備を進めていくということになります。過去20年間遡って入れていくということはいたしません。

3点目について、校務支援システムの機能として、8桁のパスワードを設定し、かつ、30日に1回変更することになっております。そのため定期的に変更することになります。

伊藤副会長： 「北海道公立学校校務支援サービス利用規約」について、個人情報保護の観点では第7章第35条と第36条が該当すると思うのですが、全体を資料として付けているのには何か理由があるのでしょうか。

中山係長： 校務支援システムにつきましては、一般には業者委託による契約が多いと思いますが、北海道がサービスを提供するものになるため、利用規約に資料申請をもらうことになり、この利用規約が全て適用されることになっております。その中で、第7章第35条、第36条に細かく対策が定められていることから、他種の保守契約に劣る事もなく、レベルの高いものであると認められるので、この利用規約に基づいて運用されることを考えております。

田口会長： 本来は審議会の場に全て出さなくても問題のない資料ではありますが、教育

委員会として、児童生徒の個人情報を取り扱うという倫理面の詮議のために提出されてということでしょうか。

中山係長：　そうです。

田口会長：　それでは審議を行います。校務支援システムの市内全小中学校への導入について、ご意見はありませんか。

伊藤副会長：　議案のかけ方について意見なのですが、導入スケジュールは、仮にこの審議会の場で導入を認められなかった場合を想定してのスケジュールだったのでしょうか。タイムリミットを見せられて議論させられている印象を受けましたのでお伺いいたします。また、総務課にお伺いしたいのですが、この議案が審査会にかけられて日程調整をするのにどのような経緯があったのでしょうか。

米山係長：　まず、今年の3月に教育部から諮問について相談を受け、4月下旬に教育部から資料が提出され、そちらを委員の皆様へ送付いたしまして、審査していただくことになったという流れです。

伊藤副会長：　わかりました。以前に、1件の諮問事項について2回会議にかけた事例もありますので、3月に総務課に議案を回したという経緯があるのであれば、導入スケジュールについては、2回会議にかけられることも想定して余裕を持ったスケジュールにされると良いかと思えます。

田口会長：　それでは、校務支援システムの市内全小中学校への導入について、当審査会としては、「児童生徒の個人情報をシステム上で取り扱うことの必要性及び児童生徒の個人情報をシステム上で取り扱う上での対策が万全である」として校務支援システムを市内全小中学校に導入することは、妥当であると大筋では皆さんのご意見が一致を見たように思いますので、そのように答申を行いたいと思えますがご異議ありませんか。

（異議なし）

田口会長：　異議なしということですので、答申書を取りまとめることとなります。この後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

伊藤課長：　本日のご意見を踏まえ、事務局において答申の素案を作成し、委員の皆様にお諮りしたいと思います。まず素案をお送りして調整を行い、まとめ次第、改めて書面による審査会を開き、答申書を確定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

田口会長：　事務局から答申書について説明を受けましたが、そのように進めてよろしいでしょうか。

田口会長：　そのように決めました。以上で諮問事項を終結します。

田口会長：　説明員退室のため、暫時休憩致します。

田口会長：　審査会を再開します。



## (2) 報告事項

### ア 令和元年度個人情報保護制度の運用状況について

田口会長： 次に、(3) 報告事項、ア令和元年度個人情報保護制度の運用状況についてを議題といたします。事務局から報告をお願いします。

米山係長： 私から、令和元年度個人情報保護制度の運用状況についてご説明いたします。

1 ページ、資料 1 「令和元年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、下段の(2)の個人情報保護制度であります。令和元年度の実績は市長が実施したもののみとなっており、全部開示が3件で前年度比5件の減、一部開示が2件で前年度比1件の減、不存在が1件で前年度比1件の減、計6件で前年度比7件の減となっております。

次のページ、資料 2 「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧ください。平成 22 年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものであります。請求件数は年度により変動しておりますが、令和元年度の請求件数は5件であります。

なお、資料 1 と 2 において件数が合致しないのは、1 回の請求で複数の個人情報を請求したケースが1件あり、資料 1 では一部開示と不存在で2件として数えたことによるものであります。

次のページ、資料 3 「令和元年度個人情報保護制度の運用状況」をご覧ください。個人情報開示の個別の内容であります。以下、一部開示及び不存在の決定をした案件について説明いたします。

NO. 3 の「①住民票等証明請求書、②戸籍謄本交付申請書（平成 30 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 30 日まで期間分）」は、①住民票等証明請求書につきましては、住民票交付申請者に記載のある請求者以外の氏名を、個人情報保護条例第 16 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため非開示としております。

また、②戸籍謄本交付申請書につきましては、該当期間の戸籍謄本交付申請書が存在しないことから、不存在としております。

NO. 4 の「納税課との折衝の記録（平成 17 年 6 月～平成 29 年 4 月分）」につきましては、開示請求者以外の個人に関する情報を、個人情報保護条例第 16 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため非開示とし、預貯金調査の回答及び差押事務に関する情報を、個人情報保護条例第 16 条第 7 号に規定する「市が行う事務又は事業に関する情報であって、検査や取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため」に該当するものとしてこの部分を非開示としております。

以上でございます。

田口会長： 報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。  
(質疑なし)

田口会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(3) その他

田口会長： 次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。  
(なし)

田口会長： その他について、事務局からありませんか。

総務課長： ございません。

3. 閉会

田口会長： 以上をもちまして、「令和2年度 第1回江別市個人情報保護審査会」を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。